

長崎県告示第73号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年2月3日

長崎県知事職務代理者
長崎県副知事 浦 真樹

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 波佐見山内線	東彼杵郡波佐見町野々川郷字坂口1566番1地先から 東彼杵郡波佐見町野々川郷字坂口1559番地先まで	令和8年2月3日

長崎県告示第74号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により次のとおり事業の認定をした。

令和8年2月3日

長崎県知事職務代理者
長崎県副知事 浦 真樹

- 第1 起業者の名称 佐世保市
第2 事業の種類 日宇地区複合施設駐車場整備事業
第3 起業地
1 収用の部分 長崎県佐世保市日宇町地内
2 使用の部分 なし
第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、長崎県佐世保市日宇町地内における「日宇地区複合施設駐車場整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、日宇総合庁舎の老朽化により佐世保市が新たに整備する日宇地区複合施設の機能を十分に発揮させるため、また現在顕在化している駐車場不足による危険や不便を解消し、市民が安全かつ円滑に施設を利用できる環境を確保するため、現在の駐車場を拡張し必要台数62台を確保することを目的として実施するものである。

起業者である佐世保市は、地方自治法第244条第1項の規定によって公の施設を設置する権能を有しており、本件事業に必要な経費については議会の議決を経て、財源措置を講じていることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

現在の日宇総合庁舎は、住民票の発行や各種手続きの受付といった佐世保市の行政サービスを提供する支所機能に加え、社会教育機能、地域自治機能、コミュニティ活性化機能を付加した地域拠点の一つであり、また、災害時には地域の防災拠点としても活用される地域住民の生活に密接に関わる施設である。同庁舎は1970年（昭和45年）に建設され、築55年が経過しているが、施設利用者の約50%が自家用車で来場していることもあり、開設当初から駐車場の不足という深刻な課題を抱えている。

現在、日宇総合庁舎の既存の駐車台数は24台であり、試算上の必要台数62台と比較すると38台の不足が生じており、常々駐車車両が輻輳し、駐車場以外の場所への駐車等の問題が常態化している。それに加え

て、敷地内動線においても車路が狭隘であるため、車両の離合が困難となっており、利用者間での接触事故等の危険性やトラブルの原因となっている。

こうした状況の下、本件事業は従来の慢性的な駐車場不足の解消及び「佐世保市公共施設適正配置・保全第2期実施計画」における将来の市有財産の効果的・効率的な運用に向けて施設の老朽化に対応するため、既存駐車場の隣接地を新たに取得して利用者用駐車場計62台を拡張整備するものである。

本件事業が完成し駐車場が適切に確保されることで、日宇地区複合施設の利便性が向上し、行政サービスの円滑化や社会教育・地域自治・コミュニティ活動の活性化に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業者は、本件事業の起業地に隣接した河川に保護を必要とする希少性のある動植物の生息を確認しているが、起業地は河川との高低差があり、さらに、改変される起業地の範囲が局所的であることから、本件事業による影響はないと考えられる。また、起業者は、本件事業の施行に当たっては、環境（騒音、振動を含む。）にも十分留意して施行することとしており、保護を必要とする希少種が確認された場合は、専門家の指導、助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

さらに、起業者は、本件事業の起業地内には文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存しないことを確認しており、本件事業の施行に伴い、文化財等が確認された場合は、関係機関に所要の届出を行うと共に適切な対応を行うものである。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、佐世保市が新たに整備する日宇地区複合施設の隣接地に駐車場を整備する事業であり、起業者は、日宇総合庁舎来客用駐車場の利用状況より必要駐車台数を算定し、適切な施設の規模を算出し決定していることから、本件事業の事業計画は適切なものと認められる。

また、本件事業に必要な土地の範囲については、佐世保市日宇町地内に青空駐車場を整備する案（以下「申請案」という。）、同市もみじが丘町に整備する案、同市日宇町地内に駐車場棟を建設する案の3案による検討が行われている。申請案と他の案とを比較すると、申請案は経済性の評価が3案中中位であるものの、他の項目において他2案と比較して適地としての合理性を有し、社会的、技術的及び経済的諸条件において、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優先すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、日宇総合庁舎の既存の駐車台数は24台であり、試算上の必要台数62台と比較すると38台の不足が生じており、常々駐車車両が輻輳し、駐車場以外の場所への駐車等の問題が常態化している。それに加えて、敷地内動線においても車路が狭隘であるため、車両の離合が困難となっており、利用者間での接触事故等の危険性やトラブルの原因となっている。地域住民からは長年にわたって改善の要望が寄せられているところであり、不足している駐車場の確保が喫緊の課題となっている。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

長崎県佐世保市役所（市民生活部 コミュニティ・協働推進課）